

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

当法人と横浜市中区との縁は、平成4年5月に特別養護老人ホーム「新山下ホーム」及び区内で初めて開所した新山下在宅支援サービスセンター（現在の新山下地域ケアプラザ）の受託運営からはじまり、平成8年7月に開所した不老町地域ケアプラザの受託運営を含め、現在では特別養護老人ホーム2施設と地域ケアプラザ2施設の受託運営を行い、法人として約27年にわたり中区地域に根差した施設づくりに専念してまいりました。地域ケアプラザは、福祉・保健サービスを総合的に提供する機能を有していますが、時代の変遷とともに地域のニーズに応じてその機能も多様化してきました。こうした背景には、急速に進む高齢化といった現状があり「誰もが地域の中で、安心して自立した暮らしを送れる環境をつくろう」という地域包括ケアシステムの推進が求められています。このようなシステムを推進するためには、高齢者だけではなく、子どもや障害がある人を含め、利用者の「生活の視点」を大切に、利用者に寄り添いQOLを向上できるような仕組みづくりが重要であると考えています。

その実現のため、高齢者支援では「健康の維持向上」を軸に、認知症や寝たきりによる「健康の喪失」を予防することに注力し、地域の中で介護予防、社会参加といった対策の充実に取り組みます。子育て支援では、子どもの健やかな成長を見守り育むためにも、健康、福祉といった多面的な視点を持ち、地域の中で孤立することがなく「つながり」がもてるような支援に努めます。障害者支援では、障害のある人への理解を深め、共に支え合って生きる共生社会の実現に向けた取り組みを加速させます。こうした様々な分野の視点を持ち地域課題の解決にむけ、当法人が約60年にわたり培ってきた確かな技術と知識、豊かな人材に加え、中区内に4つの拠点をもつ法人ネットワークの強みを活かし「身近な福祉・保健の拠点機能」を最大限に発揮していきます。またその機能を一人でも多くの住民や地域団体等に活用していただき、互いの信頼関係にもとづいた連携により、地域包括ケアシステムの推進を図り、高齢者、子ども、障害者支援等、分野の垣根を越え「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる」地域社会の実現に向け、柔軟に事業を展開し地域ケアプラザとしての役割を果たしていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

新山下地域ケアプラザでは、連合町内会を単位として第二地区、第四地区北部の2つの地区を圏域としています。市域の中でもより中心地に近く、中華街、山下公園等の横浜を代表する観光地や商業施設が立ち並ぶほか、山手を望む閑静な町並みが特徴となっています。

各地区の活動においては、第3期中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」実現のため、地区社会福祉協議会や連合町内会を中心に地域で協力した活動が活発に行われており、第4期の計画策定に向けた話し合いの場が持たれています。一方、担い手の不足や高齢化がそれぞれ地区の共通課題となっており、次世代を担う人材の発掘と育成が課題として上げられています。

第二地区では、地区社会福祉協議会を中心として各地区内での情報共有や情報交換を行いながら地域活動が着実に進められており、ふれあい給食会をはじめ地区内の福祉保健施設に協力したボランティア活動、保健活動推進委員が中心となった健康づくりなど、地域のつながりを意識した取り組みが活発に行われています。反面、観光地ならではのゴミ問題や外国籍の住民が多いこと、或は集合住宅の建設が進んだことによる新旧住民間の交流不足など、コミュニティに苦慮しているなどの課題が上げられています。

第四地区北部では、連合町内会を中心とした高齢者食事会や地区社会福祉協議会が主体となって活動する地域子育てサロン等、地域で協力した活動が活発に行われています。また、地域の見守り活動に活かすことを目的に、民生委員、自治会等が主体となり、行政、福祉保健活動団体と協働した勉強会を開催する等、地域力を高めるための取り組みが積極的に行われています。一方で地域活動拠点の移転による参加者の増減や活動を支える次世代の担い手不足、担い手の高齢化といった課題が上げられています。

こういった地域にみられる実情を指定管理者としてしっかり受け止め、当法人がこれまで培ってきた地域住民とのつながりや支援実績を最大限に活かし、区行政、区社会福祉協議会、自治会等の関係機関と協働で地域福祉の振興を図るとともに、先見性を持ったうえで、多様化した住民ニーズにより効果的、効率的に対応し、地域住民を主体とした地域課題に取り組むための基盤づくりに貢献したいと考えています。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

新山下地域ケアプラザを拠点とする地域では、地区社会福祉協議会や町内会、民生委員等の会合のほか、地域行事等へ参加させていただきながら地域活動への協力を通し、様々な団体との連携に取り組んできました。近隣に中区障害者支援拠点みはらしポンテ、中スポーツセンターがあり、これまでも各施設でのイベント、地域で開催される夏祭りや防災拠点訓練等において連携協力を行っています。

令和元年度は国際交流ラウンジと連携することにより、外国語チラシの作成、通訳派遣の協力を受け、外国籍住民を含めた地域活動交流の場の支援を行うことができました。担当地区は区内の中でも特に外国籍住民が多い地区であるため、今後もさらに連携協力を進めていきたいと考えています。また、区内地域ケアプラザとは、月毎に各専門職の合同職種会議をはじめ、障害児余暇支援事業の実施、新任介護支援専門員研修の企画・運営、ケアマネサロンの開催など、様々な取り組みを連携して実施しています。こうした取り組みを継続、発展させ、地域、区行政、社会福祉協議会等の関係機関及び団体との連携を一層図っていきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

社会福祉法人 横浜社会福祉協会は、「福祉の追求」という考えのもと以下の4つの経営理念を掲げ、法人内14施設をすべて順調に経営しております。

1、ご利用者幸福の追求

・私たちはご利用者を尊重し、生命、自由、プライバシー、個々人の人格権を守ります。そしてQOLの向上に根差した、真の満足を追求します。

2、地域貢献の追求

・地域に開き、地域に赴き、地域の声を聴く。私たちは常に地域に寄り添い、真の地域貢献を追求します。

3、職員幸福、職務環境の追求

・法人は職員を支え、学び努力する姿勢を応援し、職員の自己実現が可能な職務環境を追求します。

4、今を、未来を支える福祉の追求

・私たちは常に自分たちのあり方を見直し、地域が求める福祉に対応できる組織であるため、改善を続けます。そして、より良い福祉の実現を目指し、挑戦を続けます。

法人経営理念でもある上記4点を、常に掲示し会議などで周知を行い、職員に意識付けが出来るよう努めます。また、利用者及び地域の皆様の生活の質を高めるために、職員の資質向上に努め、利用者本位のサービス提供に取り組みます。住み慣れた地域で、自己決定が尊重され、健康で安心して生活できるように福祉保健サービスを提供いたします。

事業実績

当法人は昭和27年に横浜市南区中村町において、戦後混乱期の生活困窮者に対して、暮らす場所と食事のみならず、必要に応じた治療を提供した団体を起源とする社会福祉法人であり、一貫して広く困窮者の支援に努めてきました。介護保険の始まりに際してはその意義をとらえ、地域に支えられた法人として地域福祉への貢献を目指して積極的に活動した結果、現在横浜市内では救護施設1施設、特別養護老人ホームを5施設、地域ケアプラザを3施設、居宅介護支援事業所1施設、障害者就労支援型施設1施設を運営しています。各施設の運営においては、地域に支えられる法人として地域に資することを念頭に置き、先駆的事例を含めて貢献に努めています。

近年の主な取り組みとしては、不老町地域ケアプラザを拠点とする寿地区において、平成25年度委託事業として寿地区住民への高齢者支援調査事業を実施し、結果、当法人の活動は評価をいただき、平成26年度からは調査結果を踏まえた実行事業（寿地区高齢者個別支援推進事業）へと形を変えていくことができました。この事業は平成30年度までの5年間にわたり受託し、成果を示すことで寿町総合労働福祉会館再整備基本計画において健康コーディネーター室機能が正式整備されたことに協力することができました。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1. 予算については、適性に執行されており、監事監査においても指摘事項はありません。

2. 法人税については、当法人は法人税法第4条1項及び地方税法第296条第1項及び第2項に規定する収益事業等を平成28年度、29年度、30年度において実施していません。

消費税及び地方消費税については、毎年申告し、未納はありません。

3. 財務状況

①自己資本率

平成30年度の資産総額は120億5,438万円、純資産額は97億2,057万円となり、財務の安定性・健全性をみる自己資本率は、28年度、29年度共に80.3%で、十分な自己資本があります。

②流動比率

短期の負債に対する支払能力は、平成30年度691.6%あり、一般的には150%を超えることが望ましいなか、それをはるかに上回る流動資産を保持しています。

③負債比率

平成 28 年度梅の木ホーム開所、平成 30 年度霧ヶ峰療護園移転に伴い、平成 30 年度の負債総額は 15 億 4,377 万円、総資産額は 120 億 5,438 万円となり、総資産に対する負債の割合は、28 年度、29 年度共に 19.7%で、返済は確実に行われています。

④事業活動当期収支差額率

当法人は救護施設・介護老人福祉施設・ケアプラザ・障害者支援施設・就労支援型施設を営んでおり、事業活動当期収支差額比率も各事業バラつきはあるものの、法人全体で平成 30 年度は 1.7%、7,293 万円を計上することができました。

今後、最大の支出である人件費については、職員それぞれの役割とそれに応じた昇給を徹底することで、事業の再生産と職員の積極育成のバランスをとっていきたいと考えています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

所長予定者は、現在の●●●地域ケアプラザにおいて2年以上の所長経験があり、担当地域において福祉保健関係者や住民との顔の見える関係構築が来ています。着任前においては、法人内通所介護事業所において7年間の介護員兼相談員経験に加え、●●区と南区の地域ケアプラザにおいて介護支援専門員として8年間の実務経験、地域包括支援センター主任ケアマネジャーとして3年の実績を有しています。

所長は、ケアプラザの設置目的でもある「市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことが出来るように、身近な場所で総合的に福祉保健サービスを提供していくこと」を主眼に、その実現のための取組みを行っていきます。具体的には、平成4年の開所以来、当法人が地域の方々と取り組んできた様々な活動に加え、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を繰り返しながら業務を持続的に改善し、それぞれの地域特性に応じたこれまで以上のサービス提供を実施します。

また、これまで培ってきた地域の人と人とのつながりを重視し、これから予測される地域課題に対し先見性をもって支援に臨み、ケアプラザ職員が地域住民の一員として職務を遂行できるよう施設管理者として指導します。

法人内の各施設には、地域活動交流コーディネーターをはじめ、地域包括支援センターにおける、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門の有資格者や、資格該当者が在職しており、それらの職員を適正に配転等することにより、欠員等が生じた場合にも不在期間なく補完できる機能があります。さらには地域ケアプラザでは地域住民の声を最も身近に反映できるように、当該エリア内の住民の採用を積極的に推進していきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人では平成 28 年度より、法人独自の人事評価制度の運用を始めています。この制度では組織と個人の目標の連動により、個人の成長が組織の成長に繋がることを伝え、それぞれの自己実現への思いを向上させることを目的とし、年間の努力を昇給に連動させています。制度では被評価者は評価者と共に年度の初めに目標を設定し、半期の面談を踏まえて、期末に自己評価を踏まえた評価がされる事をルール化しています。自己の分析と目標の設定を評価者が寄り添いながら行う事で、それぞれの思いを踏まえた成長の実現を目指しています。また、この制度においては評価者となるにあたっては、外部専門講師による新任評価者研修、評価者 1 年目研修、以後毎年の評価者資格の

更新研修の受講が必要であり、評価にあたって大切な傾聴、コーチング等の技術の研鑽と心構えの向上に努めています。

さらに仕事の開始にあたってはやはりOJTが大切となります。新人についてはチューターとなる職員を明確とし、常に質問をしやすい環境を整えていきます。また、施設は運営の中で様々な課題と直面するため、その課題の状況により適時、施設内研修を開催します。開催にあたっては外部講師を招くとともに、法人他施設の専門職による研修も計画します。この施設内研修は法人の他施設でも随時開催されるため、テーマによっては開催施設に職員を派遣していきます。

また、新人職員には年齢、職種及び所属施設、来歴を問わず年2回の合同研修を行っていきます。テーマは法人の歴史と理念の理解、社会保険労務士による就業規則を含む規則類の基礎的理解、専門講師による接遇マナー等を多岐に渡り、福祉の継続性についての理解の上に、働くという事の基礎的理解を深める事を目的としています。入職のタイミングと、就業半年を目安に研修を開催することで、当初の動機付けと期中のフォローを行っていきます。

また、地域ケアプラザの機能を発揮するためには、地域の現状や特性から地域診断を適切に行い、地域のニーズをしっかりと受け止め、どのような支援をしていくことが必要なのかを判断し、長期的な視点で考え実行していく力が必要であると考えられます。そのような視点には、各職種の専門分野での知識習得に加えて様々な視点を持って物事を捉え、それを日頃から地域の皆様と対話しながら確認出来る人間性と、出てきた課題に取り組める実行力のある職員育成に取り組みます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

区内で最も歴史のある地域ケアプラザとして、平成4年の開所以来、施設・設備は適切に保守管理が行われてきていますが、開所後27年が経過した施設であることを考慮し、利用者にとって快適性、安全性が保たれるように、適切な修繕を総合的に進めていきます。具体的には、日常のメンテナンスを重要と考え、早い段階での小破修繕などを効果的に実施し、設備機器の維持管理に伴う財源負担の軽減を図るとともに、専門業者に委託した点検を定期的に行うことで、著しい劣化を助長することがないように安全性を確保します。また、長寿命化対策を適切なタイミングでおこない、利用者へのサービスの向上と環境負荷の低減且つ持続的なサービス提供を実現していきます。くわえて、併設施設である新山下ホームとは同法人である利点を生かし、十分な協議を行った上で、施設・設備に関して協働して保守管理を一体的に実施していきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

事件事故防止への取り組みとして、危機管理（安全管理）マニュアルを整備し、研修機会を年1回設けることで職員への周知と有事の対応に努めます。マニュアルに併せて、ヒヤリハットや事故を生きた教材として活用することで、職員への安全教育の充実を図ります。こうした研修等を実施することで、職員が事故等の発生を未然に防ぎ、万が一事故が発生しても、職員一人一人が状況に

応じた的確な判断力や機敏な行動ができるよう取り組みます。

万が一（緊急時）、事件事故が発生した際は、「緊急時対応マニュアル」に基づき、利用者等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行い、事故の状況を正確に把握するとともに、必要に応じて施設内に設置する AED 等を活用し応急処置を行います。また、症状の見落としや判断ミスがないよう、利用者の状態については、複数人の職員で確認します。受診が必要と判断した場合は、利用者・家族へ了承を取った上で迅速に対応します。

防犯対策では、職員による昼間帯の巡回を適宜行うと同時に、新山下ホームと連携した夜間機械警備による管理システムの効果的な活用や夜警の巡回警備をおこない、防犯に備えた対応を実施します。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害時には中区との協定にもとづき、自宅や地域防災拠点等での避難生活が困難な要援護者のための二次的避難所としての機能を果たすため、災害時の拠点として尽力します。避難所の開設・運営にむけた事前の備えとして、施設の災害対策マニュアルに基づいた訓練（避難訓練・消火訓練等）を年2回以上実施するほか、各地区地域防災拠点での訓練への参加をはじめ、中区の「災害時情報受伝達訓練」や、横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会の災害対策プロジェクトにおける施設間や他都市施設との相互支援を想定した情報受伝達訓練に積極的に参加し、横浜市中で大規模な災害が発生した場合でも、職員・施設利用者が安全に避難できる体制づくりに取り組みます。

また近年では、台風、大雨などの異常気象、自然災害など、リスクは多岐にわたり、このような緊急時においても重要な業務が中断しないこと、中断しても短い期間で再開することが望まれています。こうした災害リスクに対し、クラウド型の緊急連絡網・安否確認システムを法人で導入し有事に備えています。このようなシステムツールを活用することで、職員の安全確認を速やかに行うと同時に、安全が確認できた職員から避難所の開設に向けた参集を実施し、災害対策本部との速やかな連携に取り組みます。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

昨今、台風 15 号による記録的な強風により横浜をはじめ各地区で甚大な被害が発生しました。このようなあらゆる災害に対する法人の備えとして、施設毎に作成した既存の災害時対応マニュアルに加え、専門家による防災マニュアルの策定や職員研修を実施することにより、実践的、実用的な災害対策を講じていきます。あわせて施設の実情に応じて、風水害避難確保計画を策定し、横浜市中で大規模な災害が発生した場合に備えていきます。また、施設毎に県や市町村が作成している「防災マップ」等を活用し、施設が立地している地盤や地形などの情報を基に、想定される災害を予測していくことで有事に役立てていきます。その他、高齢者をはじめ、障害者や子どもなどが安全に避難するには、周辺の地域住民の協力や理解が不可欠となります。日頃から積極的に地域の行事や拠点の防災訓練への参加など住民との交流に努めていき、地域住民とのコミュニケーションを図ることで災害時にお互いが協力できる体制づくりに努めていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

公の施設として、様々な相談に対し公正な立場で対応していきます。たとえば介護保険サービス事業者等の選択に係わる相談を受けた場合は、相談者の意向に反して職員が特定の事業所を決めてしまうといったことがないよう、相談者の意志を尊重します。また情報紙等を活用し事業所の一覧を提示していくことで、複数の選択肢があることを相談者が知る機会を設けていきます。さらに介護保険サービス種別毎に選択率をカウントすることにより、偏った事業所への選択が発生しないように所長は日頃から職員の対応状況の把握や指導に努めていきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域の身近な拠点としての利点を生かし、笑顔と挨拶を基本に、利用者との信頼関係の構築を図り、利用者ニーズの把握に努めます。具体的には、多様化した様々な困りごとに対し、ニーズを受け止める一次相談窓口での丁寧な面接、ケア会議などによる多職種と連携したニーズ発掘と共通理解の推進、地域の会合や催しへの参加と協力による社会資源の情報収集などを通し、利用者ニーズのより詳細な把握と改善に取り組みます。要望・苦情相談への対応では、館内へのご意見箱の設置や法人ホームページでの専用フォーム設置のほか、部門ごとに利用者アンケートを年一回以上実施し、多様なニーズへの改善、対応を行います。明らかとなった結果は、ホームページ上で公表します。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護では法人内の規定及び横浜市の条例に則り、年1回の研修を行うことにより職員の意識啓発を図り、個人情報の適切な取扱への誓約を全職員で行います。研修や法人による「個人情報保護に対する基本方針」を踏まえ、施設毎に独自の個人情報保護マニュアルを整備し、施設の実情に即した、個人情報漏洩事故防止に向けた取り組みを行っていきます。また、法人内外を問わず、他施設で起きた個人情報漏洩事故は職員に周知し、同様の事故を起こさないように自施設を想定した取り組みを行います。

情報公開へは施設内受付とホームページ上で積極的に開示していきます。具体的には、事業計画・報告、収支状況、利用者アンケートの結果、苦情対応結果、第三者評価結果などを誰もが閲覧できるようにし、意見箱、ホームページ上のフォームにより質問、意見、要望が多様な方法で受けられるようにします。

当該地域は開港の歴史、国際色豊かな文化が息づき、外国人も多く暮らしています。共生社会実現に向けた多文化への理解、認知症や疾患、障がいについての理解についても誰もが共に生活できる地域となっていけるように、全職員が人権問題を正しく理解し、関係機関と連携して啓発に向けて取り組みに努めていきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する

考え方について記載してください。

環境への配慮では、節電、節水などを職員内で声を掛け合を実施すると共に、施設利用者向けの館内掲示や説明を行い、理解を求めた上で協力いただける取り組みを実施します。具体的には、照明や空調機器の節電、温度管理を適正に行い、適切な運用とメンテナンスを実施することで、省エネルギー対策を講じ、温室効果ガスの排出削減に努めます。あわせて職員に対し、環境問題への意識の高揚を図り、職員が率先してクールビズ・ウォームビズなど、様々な工夫を凝らした取り組みを実施します。外出時には、環境への負荷の少ない移動手段として積極的に自転車を活用していくなど、環境に配慮した取り組みを一層充実していきます。リサイクルでは使用済みとなった紙も再生資源として考え、裏紙の再利用を実施し、資源の再活用につなげます。

施設内必要物品については、地域にある商店の振興が、住民の生活向上において果たす役割の重要性を理解し、可能な限り区域内企業での発注に努め、ケアプラザと企業との振興を図るとともに、地域の活性化と健全な発展に協力して行きます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

身近な相談窓口かつ地域支援の拠点として、利用率向上による地域貢献を推進するため、ケアプラザ広報紙の活用をはじめ、ホームページや専用ブログなどの電子媒体を通じ、会場の利用方法や有益な情報提供などのPR活動を随時行うほか、各町内の会合や地域の催しへ出向いた際に、貸館についての照会をおこない会合での活用を促していきます。また、区行政や地域の福祉保健関係者の会合、講座や講演会などで積極的にケアプラザの会場を利用してもらいながら、参加者に対してケアプラザ貸館機能を知ってもらうことで、新規利用促進につなげていきます。

会場利用団体へは、貸館の利用状況が一目でわかり、予約をとりやすくできるような会場予約状況表の整備を随時更新し、必要な際に利用しやすい体制づくりを行います。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・外国人・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・外国人・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

地域の誰もが安心して健やかに暮らせることを目的に、地域の身近な相談機能について館内での相談窓口をはじめ、地域サロンや給食会、地域のさまざまな会議の場、自主企画事業など、あらゆる機会を捉えて情報提供を行うほか、広報紙やブログ、ホームページ等、様々なツールを活用した情報発信を積極的に行います

これらの相談機能を広報周知するため、アウトリーチによる相談窓口の開設をはじめ、連合町内会、地区社協など、既存の組織が開催する各種会合や行事へ参加し、様々な困りごとを受けとめ、必要な情報提供を行うことで、相談機能を生かした地域ニーズの把握に努めます。

こういった取り組みを積み重ね地域特性を把握していくことで、より多くの個別相談や地域課題の発掘に努め、結果として相談者に不利益が生じないよう適切な支援に繋がるよう取り組

みます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

各専門職がお互いの専門性を理解し、実践的な知識や手法を駆使することで、それぞれの立ち位置を意識しながら関わり、各々で把握した地域情報を所内会議等において共有したうえで、地域の課題解決に協働で取り組みます。これらを実践、検討するために月2回5職種会議を設け、地域の状況や各取組みの進捗、支援の方向性を記録し共有して行きます。

関連機関、特に区役所・社会福祉協議会とは地区別支援チームによる隔月で定例会議や打ち合わせなどにより常に情報交換をおこない、共通の認識にたつてそれぞれの役割分担を協議するなど、地域の実態を把握しながら事業を行っていきます。

また、施設協力医をはじめとする地域の福祉・保健・医療機関との情報交換や、地域ケア会議などによる多職種協働による個別事例の検討を積み重ね、複雑、多様化している地域課題への取組みの一層の充実を図り、あわせて各地区の特性を反映させた事業展開を検討して行きます。さらに、講座開催などは地域の担い手や関係機関の専門性を十分活かし、ケアプラザ独自だけの展開ではなく、区役所担当部署、区内地域ケアプラザ等と協働で講座などを実施し、より効果的な取り組みを行います。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域の関連団体や機関が開催する会合や行事へ積極的に参加し、情報や課題を共有することで、お互いに活動の目的を理解し合いながら参加者及び担い手の状況把握に努めます。それにより各単位町内会レベルでの課題などを抽出し、地域診断を適切に行った上で、必要な地域資源や人材のネットワークの構築など、地区にとらわれないネットワークの一層強化にアプローチして行きます。またケアプラザ全体で取り組む地域ケア会議や協議体の場面を通して、地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織など様々な社会資源が有機的に連動できる新たなネットワークづくりに向け取り組みます。あわせて施設貸出機能を活かし、ケアプラザの「場」を活用したネットワーク構築に向け取り組みます。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区行政が掲げる運営方針「誰もが安心と活力を実感するまち中区」や各種区事業を踏まえたうえで、地域の身近な相談窓口として、ケアプラザの機能を活かした取り組みを行います。具体的には、中区地域保健福祉計画「なかなかいいネ第4期計画」の推進をはじめ、横浜型地域包括ケアシステムの構築、元気な地域づくり推進事業の発足、運営支援など、あらゆる事業において連

携していきます。日々の業務で各地区から聞こえてくる住民や地域団体の声などに耳を傾け、各地区の課題把握を行うとともに、区行政へ積極的に情報提供していきます。また、区行政が開催する連絡会等の会議や行事への参加を呼びかける等、施策への周知啓発をおこない住民や関係機関等と連携に取り組みます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

日常業務で把握した情報を所内で共有し、目的や支援の方向性について検討していきます。共有した情報は、区行政や社会福祉協議会とのチーム会議でお互いが把握している情報を伝え合い、支援の方向性を共有していきます。こうした密接に結びついた連携を、中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」第4期計画の推進に繋げていきます。また、各地区の地区別計画においては、担当エリアそれぞれの地域特性やニーズをしっかりと把握した上で、区行政、区社会福祉協議会と支援体制を整えていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・外国人・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢者をはじめ、子ども・障害児者等の各分野において地域状況を把握し、そこから見えるニーズに則した自主企画事業の運営を行います。地域診断等による情報収集で明らかとなった課題から、より実態に則した事業展開を行うことで参加者の興味をひき、福祉保健活動へのきっかけ作りに繋げていきます。また、地域福祉保健計画と連動させ一体的に取り組むことで、区行政、区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会等の関係機関からも協力を得やすく、それが参加者の安定した参加率や興味の継続につながり、円滑な自主活動化への基盤づくりにつなげていきます。具体的には、地域のキーパーソンを介した代表者の選定ならびに新たな担い手の発掘にも繋がりがやすく、あらゆる分野の自主活動化に向けた開発・実施に繋がるよう取り組んでいきます。

高齢者においては要介護認定者や在宅医療等対象者の増大が見込まれる中で、地域の高齢者を包括的にケアしていくことができるように、居宅介護支援事業所ケアマネジャー等と病院、看護職、相談室職員や在宅診療クリニックとの連携を継続していきます。具体的には地域ケア会議や民生委員とケアマネジャーの交流会等の企画を通じ、地域住民と専門職が課題を共有し、解決に向けた話し合いを行うことで、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることが出来る体制づくりを目指します。介護予防、認知症高齢者の見守り、介護者も含めた地域での集いの場の支援等、高齢者だけでなく地域に住む子ども、障害者、外国人も含めたまちづくりを進めていくため、地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターの持つネットワークを活かした事業展開により一層努めています。

子ども支援については、横浜市中区地域子育て支援拠点「のんびりんこ」や中区子ども家庭支援課と連携を図り、ケアプラザにおける自主事業の子育て支援「おひさま」と子育て支援者による子育て相談事業の連動を実施し、子育て支援を充実していきます。その他、コーディネーターが調整機能となり、連絡会の開催を充実していくことで、新たなネットワークづくりに取り組みます。また、近隣の保育園の協力を得ながら、保育士による「絵本の読み聞かせと保育園情報・保

育相談」を継続していきます。子育ての事業では、対象となるこどもが成長していくことで、参加者が変わっていくこと、主体となる親は自主活動できる世代であることから、参加者から地域活動団体が生まれるように支援していきます。

多文化交流支援については、国際交流ラウンジ等の公的機関と連携を図り、言語や文化の違いをお互いが理解し合える地域づくりに取り組みます。具体的にはこれまで多世代交流の機会として行ってきた事業のチラシを外国語で作成し、多文化交流も行える機会とし、共生社会の実現に取り組みます。

障害児者支援については、中区内 6 ケアプラザ共催で実施している障害児支援を目的とした「ボランティア講座」を開催し、障害についての理解を深め、ボランティアの育成に努めます。また、講座開催に伴い、関係機関(区障害者支援担当、区社協、生活支援センター等)と情報の共有や共済による事業を企画します。そのほか、ポレポレまつりの普及啓発支援や障害者作業所との協力などを実施し、現状に則した支援の充実に取り組みます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

広報紙の活用をはじめ、区行政や地域の福祉保健関係者の会合、講座や講演会などで積極的にケアプラザの会場を利用してもらいながら、参加者に対してケアプラザ貸館機能を知ってもらうことで、新規利用促進につなげていきます。

貸館機能の活用を促進するため、館内美化や貸出物品の整備など、快適な利用環境の提供に努めます。多目的ホール等の館内美化だけではなく、エントランスや外観など利用する方が入りやすい環境整備にも努め、明るい施設環境を意識した取り組みを行います。ケアプラザの入口が分かりにくいことから、ケアプラザパンフレットを活用した案内図の周知や、ホームページ・ブログによる情報提供を行い、気軽に利用できる施設づくりを目指して行きます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

地域活動の担い手不足の状況も踏まえ、ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域を支える活動者の高齢化に伴い、次世代の担い手の発掘、育成が課題となっています。こうした実情を踏まえ、高齢者支援に特化せず、乳幼児のいる世帯、児童、障害児者を含め、世代の垣根を越えたボランティアの育成に取り組みます。具体的には、広報紙を活用したボランティア活動の周知、啓発をきっかけに、ケアプラザの拠点機能を生かしたボランティア講座の開催や自主事業活動を通じた活動場所の提供、学生を対象とした福祉体験の実施を積極的に行い、目的種別に沿った活動につながるよう支援を行います。また、ボランティア活動が継続できるよう、ボランティアセンターと連携した活動情報の提供や、よこはまシニアボランティアポイント制度等の情報提供を行い、様々な方法での支援を行います。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域の社会資源を把握するために、自治会町内会や民生委員等の地域会合やネットワーク会議への参加・働きかけを通じて、地域の福祉保健活動や会場利用団体に関する情報収集を積極的に行います。集積した情報は広報紙発行のほか、ホームページ・ブログでの掲載、見やすさを意識した館内掲示など、各種媒体の特色を活かした上で、把握した情報を分かりやすく地域に提供・還元して行きます。また、ボランティアコーナーを有効活用し、ボランティア同士の交流の場としての機能にくわえ、閲覧資料や館内掲示の充実を図ることで、情報収集・情報提供の場としての機能強化に努めて行きます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

地域に積極的に出向き、地域の集いの場等の生活支援情報の収集を継続し、その情報を可視化することで、より多くの方に情報を役立てて頂けるよう努めていく。具体的にはマップ作成、サービスリストによる情報整理を行い、閲覧等により地域の方が情報を得ることができるよう努めます。また所内では地域活動・サービスデータベースシステム“Ayamu”の活用により個別支援へも繋げられるようにします。これまで集積した地域情報については情報更新を行い、情報収集においては引き続き所内他職種との連携により個別支援から明らかになる新たなニーズや既存の資源把握に努めます。アンケートやヒアリング調査を実施し、高齢者の生活上のニーズに対し地域の生の声を聴くことで、地域の実態把握に努めていきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

地域の商店、企業、商業施設に積極的に出向き、情報収集を行います。そこで得た情報を大判マップや情報ファイル作成により可視化を行い、施設内スロープでの掲示により地域住民や地域福祉関係者への提供に努めていきます。

地域の高齢者が抱えるニーズは多様であり、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向け、多様な主体を含めた活動・サービスの充実がさらに求められています。地域に点在する様々な活動やサービス情報を得ていくため、地域団体や関係機関で共有する情報をもとに地域の会合や行事など多様な主体が活動する場において関係性を構築し、互いの意向や強みを捉えながら活動・サービス及び社会資源の把握・分析に取り組みます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

住民が目指す地域の実現には、多様な団体や人がつながり、地域が目指す方向性を共有することが必要です。コーディネーターを含めた専門職が地域で開催する定例会等の場に参加させてい

ただきながら住民と話し合える機会をつくり、各地区の具体的な課題の共有や解決を目指し働きかけを行います。また開催にあたっては、ケアプラザの場や地域の会館等、住民や団体が参加しやすい場づくりに努めていきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

各地区では高齢者を含めた様々な住民参加型の活動、サービスが継続して行われていますが、地域のなかで暮らす高齢者の生活を支えるためには、介護保険制度のような公的サービス含め支援の充実がさらに求められています。こうした高齢者を取り巻くニーズに対し、地域の住民や組織が主体となって声を上げ、地域全体で見守り・助け合える活動が創出されています。このような地域活動を継続・発展していくため、地域に身近なケアプラザの拠点機能を有効に活用し、必要に応じて地域ケアプラザが活動の相談窓口となり、相談者と活動団体の調整を行うなど、活動の継続、発展に向け柔軟に対応してきます。また、地域活動周知のため、活動チラシの掲示やケアプラザ広報「広報しんやま」に活動内容を掲載し、活動の周知・啓発を行うことで、地域活動の継続・発展に向け協力していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

集合住宅の増加や外国籍の住民が多く、異文化交流が盛んであるという地域特性を踏まえ、高齢者をはじめ障害児者、子育ての各分野において、様々な分野での相談を受け入れられる職員の能力向上に努め、支援を必要とする人が的確な支援へつながることができる体制作りを行います。相談を受けた内容は、相談者が様々な場所で何度も同じ説明を繰り返し対応が遅くなってしまうことがないようにワンストップサービスを心掛け、他機関関係者との日頃からの関係性の構築を図り、迅速で的確な連絡調整を行います。

介護予防事業や自主事業をはじめ、連合町内会、地区社協等の組織が開催する各種会合や行事への参加を通じて、多くの地域高齢者に介護予防に関する情報提供や、地域資源・介護予防事業につなげるなど、継続的に支援を行い、要支援・要介護状態への予防に努めます。

要支援者に対しては、身体・精神状態や生活状況の維持・改善を目指し、本人と家族のニーズを把握した上で、本人が主体的に取り組むことができる目標志向型介護予防ケアプランの作成を行い、その目標達成に向け、定期的なモニタリングや適切なサービス提供のためにサービス担当者会議を行います。くわえて、他包括との連携を図り各種研修等を開催し、介護予防ケアマネジメント力の向上に努めます。また、実際にプラン作成を拒む要支援認定者に対しても、積極的な多方面からのアプローチと介護予防に関する理解の普及により、介護予防の啓発につなげていきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者人口の増加に伴い、公的資源だけではなく地域の見守りのネットワークの重要性が高くなっています。とりわけ認知症に対する住民の関心は高く、認知症初期支援チームなどの専門家との連携をはじめ、住民や企業向けに地域の町内会館等の「場」を活用した、認知症サポーター養成講座を企画開催し、企業を巻き込んだ支援の輪をひろげ、認知症の普及啓発に取り組みます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

担当地域内で独居の認知症高齢者が特殊詐欺被害に遭うことがありました。このような事例を積極的に地域ケア会議で取り上げ、地域住民と共に誰もが安心して過ごせるまちづくりに繋げていきます。担当地域内は多くのキャラバンメイトがいることから、町内会単位での認知症サポーター養成講座開催の支援、地域への出張講座で消費生活推進員や山手警察と連携するなど、最新の消費者被害の手口の紹介を行っていきます。また、虐待事例、虐待が疑われる事例への対応について、所内で横浜市高齢者虐待防止指針の読み合わせを行い、居宅介護支援事業所、通所介護事業所とも協力して高齢者虐待予防の視点を持てるよう連携の仕方を確認する機会を定期的に行っています。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

区行政、中区ケアマネ連絡会「かいごのWa!なか、区内包括支援センター主任介護支援専門員と協働で、研修や事例検討会を積み重ねていきます。この取り組みには区内の各居宅支援事業所で活躍する主任介護支援専門員と協働で行い、共にケアマネジメント力の向上に取り組みます。また、区域内のケアマネジャーの相談、悩みに対応するため、気軽に相談できる「ケアマネサロン」を区内ケアプラザの場を活用し、月毎に場所を変更して継続して実施します。

■在宅医療・介護連携推進事業

中区在宅医療相談室、居宅事業所のケアマネジャーと連携し、継続的な医療、介護を受けることで、住民が病気を抱えても自立した生活が継続できるよう相談・支援に努めます。具体的には、相談ニーズに応じた中区在宅医療ネットの活用のほか、医療相談室、居宅ケアマネジャーと情報提供や電話対応等により、医療機と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

区行政、社会福祉協議会、介護サービス事業所や民生委員等、他職種で協働し、個別ケースの

課題分析から地域課題の把握等、包括ネットワークの実現に向けたツールとして活用してきます。また、会議の成果と課題を整理した上で、ケアプラザ内で共有し、地域の実情に合わせた、事業の企画・運営に活かしていきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

大規模法人である強みを活かし、各施設や機関での経験を考慮したうえで、配属する地域特性を見極めながら、適切な人員の確保・育成に取り組みます。

業務推進に向け、保健・医療・福祉関係機関など多様な主体との連携を図るほか、地域活動交流及び生活支援コーディネーターが把握している情報を活用し、要支援1・2または事業対象者の方々が住み慣れた地域で自分らしい生活ができるように、自立支援に則った介護予防計画を作成し適切なサービスや社会資源と繋がるようにします。また、居宅介護支援事業者への業務委託については、公正中立な立場であることを踏まえ、介護情報紙等の活用を通じ、利用者の選択を最優先に検討した上で事業所を選定します。居宅介護支援事業者への委託しているケースにおいては担当者会議等に積極的に参加し、ケアマネジャーやご利用者に地域の情報を伝えインフォーマルサービスへ繋がるように支援します。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

「介護予防」に加え、「生きがいづくり」「社会貢献」といった目的も含め、事業実施を行ない、介護予防の活動を通じて作った物を地域の福祉施設に寄付する等、参加者の達成感にもつなげていきます。認知症予防や運動へのニーズへの対応、栄養講座では地域住民に興味のあるテーマを選定し、日常生活で気軽に取り入れられる内容とするなど、町内会館での開催も実施していきます。脳トレリーダー養成講座については、受講した地域住民の活躍の場を支援するとともに、あらたな介護予防活動支援に取り組む人材の育成に努めます。その中から「元気づくりステーション」の立ち上げなど、生活支援コーディネーターや区高齢・障害支援課保健師と協力して支援を行なっていきます。

関係機関と連携し、「健康管理」に対する意識を改善し、介護予防につながるような介護予防事業計画の作成に取り組みます。具体的には、地域組織・団体をはじめ、区行政等と調整・協議しながら、体操・栄養といった講座の開催を企画・運営し、介護予防に関する普及啓発に取り組みます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

第2地区、第4地区北部が各々特性に応じた地域包括支援ネットワークを構築していくために、地域ケア会議を開催し、多職種協働を生かした支援に取り組んでいきます。行政、ケアマネジャー、デイサービス等の介護保険事業者、区社協、医療従事者、地域住民、専門職等に働きかけ、個別支援の充実と共に地域課題の実態把握、関係者間の連携促進を深めることにつなげていきます。包括レベル地域ケア会議では警察や消防の職員と民生委員、ケアマネジャー、訪問介護事業所、病院の相談員に参加いただき、区社協、行政を含め、高齢者が安全に暮らせる地域づくりについて話し合える機会を設けていきます。包括的なネットワークの構築・支援に取り組み、支援の輪を通してお互いの特徴を活かし、ネットワークがより一層強固になるように働きかけます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

公の施設事業であることを十分意識し、公正・中立な立場で利用者の人格を尊重したうえで、自立と在宅生活の維持向上を目指したケアプランの作成を行います。具体的には、積極的に各種研修等への参加する事を通じ、専門職としてのスキルアップを図るほか、各関係者との情報交換により最新の情報を活用することで、利用者・家族の意向が生かされたケアプランの作成を心がけます。ケアプランの実施に当たっては法令を遵守し、訪問・モニタリング・見直しを適宜行い適正にサービスが提供されるように連絡調整します。また、併設する介護予防支援事業者との強みを生かし、切れ目なく迅速な対応に努めると同時に、身近な地域資源の活用を積極的にケアプランに盛り込むことで、利用者の生活の質の向上と安心して暮らせる環境づくりに努めます。あわせて、利用者個々のニーズに親切丁寧に対応し続けることで高い稼働率を実現し、一層の地域貢献を目指します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料における人件費については、当施設を運営していく中では決して十分な金額ではありませんが、介護保険事業での収益をあげることで、適切な人材を確保し、地域の皆様に不利益とならないようなサービス体制を整えます。施設全体での収支として考え、施設の維持運営を健全に進めていきます。

ケアプラザの運営に際し、行政をはじめとする関係機関と連携し、事業の適切性、費用に対する効果を常に検証しながら進めていきます。第4期地域福祉保健計画の実現に向けて、地域住民の課題、とりわけ高齢者対策においては、後期高齢者や認知症・単身高齢者の増加など地域社会を取り巻く状況がより厳しい環境になっていくことに対して、ケアプラザとしての運営を安定的に行っていくための収支計画を実現していきます。運営費の中で大きな割合を占める人件費は、長期にわたる人材の経験の証でもあり、極力の削減と費用に対する効果を見出していきます。

また、新山下地域ケアプラザでは開所以来、法人敷地内に法人の設置による通所介護事業をおこなっており、独自で指定管理による事業とともに地域ケアプラザとして一体的に収支計画を行っていきます。これにより、指定管理料の不足が通所介護事業に影響することのないよう、適正な運営

費の執行と事業展開が行えるように努力していきます。

新山下地域ケアプラザは第4期指定管理期間の時点で、開所より27年の経過となり、日常点検に加え建築物及び建築設備の点検を年一回実施し、緊急性により順位付けを行った上で、修繕費なども計画的に執行していきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

自主事業などの実施にあたり、地域の実情に応じて地域の自主化を含めた企画・運営に当たり、飲食にかかる費用や、資料代、その他実費負担することが望ましいと考えられるようなものについては、参加者に丁寧な説明を行い理解を得た上で、実費徴収していただきます。これにより、費用面での負担軽減と、参加に対する利用者の意識向上を図ります。

また、運営するにあたっては地域のボランティアや福祉保健団体の協力を仰ぎ、地域資源の開発という観点と、運営費の低予算化という観点を併せ持った取り組みをおこないます。

運営費の割合を大きく占める人件費では、時間外手当の支出を可能な限り抑えられるように、職員の能力に応じ適切な配転をおこない、業務分担の適正化や、法人内外を問わず研修等によるスキルアップを行い、限られた時間の中で円滑に業務遂行できるよう努力します。こうした取り組みを通し、職員の能力や創意工夫を最大限に引き出すことにより、効果的、効率的な事業運営を実施することで、運営費の削減に向けた取り組みに尽力します。事業内では、安易にすべて参加無料の事業展開を行わず、事業の内容や利用者にとって得られる成果物によっては、参加費や材料代、資料代といった利用料金を徴収し、参加に対する利用者の意識向上にも努めていきます。同時に少額ではありますが、そういった利用料収入はその後の運営に活用し、さらなる地域貢献を図ります。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

新山下地域ケアプラザの運営は、地域の身近な拠点としての機能とその役割を意識し、地域住民との顔の見える関係性の構築に一貫して努めてきました。同時に、多様化したケアプラザ機能のさらなる充実を図るべく職員の配転を行いながら職員育成に時間を費やし、これからの指定管理期間に活かせるべく発展させてきました。

区行政、区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などの関係機関との協働、ネットワークの強化と新たな担い手の確保に重点を置き取り組んできました。ケアプラザにおける活動場所の提供、繰り返し地域に赴くことで、住民の理解と信頼を獲得し、ネットワークの強化に繋げることができました。自主事業においては、地区の特性やニーズに応じた事業の企画を行い、企画した事業は館内での開催に留まらず、出張講座を積極的に行うことで、内外を問わない事業展開に努力し、各種講座の開催により福祉保健活動の普及啓発につなげることができました。

その他、地域住民を主体に区行政、区社会福祉協議会と協働で、地区で必要と感じている知識を得るための講座や、地域住民に知っておいて頂きたいことの講座等の開催により、各々機関の機能と役割なども含めて伝えることで、啓発につなげることができました。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

第3期指定管理期間においては、法人理念に掲げる職員幸福、職務環境を追求し、職員の学び努力する姿勢を応援し、職員の自己実現が可能な職務環境を追求してきました。こうした理念を具体化するために、法人全体で取り組む人事考課制度を効果的に実施したことで、各部門に配置すべく専門職を切れ目なく配置し、施設利用者や地域支援に不利益を出すことなく施設運営ができました。

また、日常業務のなかで得た経験をテーマに法人技術発表会を年1回開催し、モチベーションの高揚や研究で明らかとなった情報を法人全体で共有することで職員育成につながり、結果として職員配置の実績に結びついたと考えています。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市新山下地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長 [] 地域活動交流コーディネーター [] サブコーディネーター等 [])	12,218,650
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長 [] 地域活動交流コーディネーター [] サブコーディネーター等 [])	836,350
事業費(税込)	自主事業(教室、講座)講師謝金 600,000、交通費 10,000、 保険料・材料費 200,000 (参加費収入 100,000)	710,000
事務費(税込)	消耗品費 350,000、通信費 200,000、備品購入費 150,000 リース料 200,000、手数料 130,000、車いす等修理 200,000、研修費 50,000、 (雑収入 10,000)	1,320,000
管理費(税込)	・光熱水費 2,370,000 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 870,000	3,240,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△10,000
施設使用料相当額 ※2		△
合 計		18,789,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費 ●●●●●)	●●●●●
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費 ●●●●●)	●●●●●
事業費(税込)	自主事業(教室、講座)講師謝金 ●●●●● 交通費 ●●●●● 保険料・材料費 ●●●●● (参加費収入 ●●●●●)	●●●●●
事務費(税込)	消耗品費 ●●●●● 通信費 ●●●●● 研修費 ●●●●●	●●●●●
合 計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長 [REDACTED] 地域包括支援センター職員等 [REDACTED])	23,437,500
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長 [REDACTED] 地域包括支援センター職員等 [REDACTED])	1,797,500
事業費(税込)	ケアマネジャー支援事業 30,000、社会福祉事業 20,000、 介護予防関連事業 50,000	100,000
事務費(税込)	リース及び備品購入費 200,000、消耗品費 150,000、 通信費 150,000、研修費 50,000 手数料 200,000	750,000
管理費(税込)	・光熱水費 550,000 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 300,000	861,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△2,981,000
合 計		24,721,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.5625 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	講師謝金、材料費保険料他	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
内 訳	横浜市支 払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	18,789,000	18,789,000	18,789,000	18,789,000	18,789,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営(c)	24,721,000	24,721,000	24,721,000	24,721,000	24,721,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	49,466,000	49,466,000	49,466,000	49,466,000	49,466,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護予 防支援事業	9,109,000	9,109,000	9,109,000	9,109,000	9,109,000
		居宅介護支援 事業	22,604,000	22,604,000	22,604,000	22,604,000	22,604,000
		通所系サービ ス事業					
	その他収入		7,044,500	8,484,000	9,953,000	11,451,000	12,979,000
	収入合計 (A)		88,223,500	89,663,000	91,132,000	92,630,000	94,158,000
内 訳	人件費	70,673,000	72,086,000	73,528,000	74,999,000	76,499,000	
	事業費	1,310,000	1,310,000	1,310,000	1,310,000	1,310,000	
	事務費	9,505,000	9,505,000	9,505,000	9,505,000	9,505,000	
	管理費	4,200,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000	
	消費税等	1,305,500	1,332,000	1,359,000	1,386,000	1,414,000	
	その他	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	
支出合計 (B)		88,223,500	89,663,000	91,132,000	92,630,000	94,158,000	
収支 (A-B)		0	0	0	0	0	

団体の概要

(令和 2年 2月 1日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはましゃかいふくしきょうかい) 社会福祉法人 横浜社会福祉協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒232-0033 横浜市南区中村町5丁目315			
設立年月日	昭和53年1月27日			
沿革	<p>昭和53年 1月 社会福祉法人設立認可 救護施設「横浜市天神寮」(定員18人)、特別養護老人ホーム「横浜市天神ホーム」(定員50人、短期入所6人)を財団より移管</p> <p>昭和56年 4月 身体障害者療護施設「千曲園」開設(定員50人)</p> <p>平成 元年 4月 身体障害者療護施設「霧ヶ峰療護園」開設(定員50人) 精神障害者通所授産施設「鶴見ワークトレーニングハウス」開設(定員20人)</p> <p>平成 3年 4月 身体障害者療護施設「佐久療護園」開設(定員80人)</p> <p>平成 4年 5月 特別養護老人ホーム「新山下ホーム」(定員50人、短期入所20人)、老人デイケアセンター「横浜市新山下地域ケアプラザ」受託</p> <p>平成 8年 7月 老人デイケアセンター「横浜市不老町地域ケアプラザ」受託</p> <p>平成11年11月 老人デイケアセンター「横浜市永田地域ケアプラザ」受託</p> <p>平成12年 4月 特別養護老人ホーム「南太田ホーム」(定員60人、短期入所40人)開設</p> <p>平成12年11月 特別養護老人ホーム「本牧ホーム」(定員60人、短期入所40人)開設</p> <p>平成18年 4月 救護施設「横浜市天神寮」を廃止し、「清明の郷」(定員190人)開設</p> <p>平成24年 4月 障害者支援施設千曲園全面改修工事完了 障害者就労支援型施設鶴見ワークトレーニングハウス新築工事完了</p> <p>平成28年 4月 特別養護老人ホーム「梅ノ木ホーム」(定員100人、短期20人)開設</p> <p>令和 1年10月 居宅介護支援事業所「しえんて関内」開設</p>			
事業内容等	<p>[第1種社会福祉事業] 救護施設の経営・特別養護老人ホームの経営・指定障害者支援施設の経営</p> <p>[第2種社会福祉事業] 精神障害者授産施設の経営・老人デイサービス事業の経営・老人短期入所事業の経営・障害者福祉サービス事業の経営・老人デイサービスセンター事業の経営・老人介護支援センター事業の経営</p> <p>[公益事業] 地域包括支援センターの経営、居宅介護支援事業の経営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の経営</p> <p>[収益事業] なし</p>			
財務状況	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	総収入	4,138,573千円	4,327,880千円	4,418,013千円
	総支出	4,018,587千円	4,186,904千円	4,345,084千円
	当期収支差額	119,986千円	140,976千円	72,929千円
	次期繰越収支差額	3,796,377千円	4,256,398千円	4,353,422千円
連絡担当者	【所 属】横浜市 地域ケアプラザ【氏 名】 【電 話】 【FAX】 【E-mail】			
特記事項				